

(特別)児童扶養手当についてのお知らせ

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

◆児童扶養手当について

児童扶養手当は、父親又は母親がいない家庭や父親(母親)が一定の障がいの状態にある家庭等の児童を監護している母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

1 目的

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

2 受給資格

手当を受けることができる人は、次の(1)~(8)のいずれかにあてはまる『18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(又は、20歳未満で心身に障がい有する者)』を監護している父母又は、父母に代わってその児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。現在、所得が一定額以上ある場合でも受給資格の認定の請求の手続きを行ってください。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父(母)が死亡した児童
- (3) 父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父(母)の生死が明らかでない児童
- (5) 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
※戸籍上認知されている場合でも、平成10年8月から対象になります。
- (8) 上記以外で父母があきらかでない児童

次のような場合は、手当は支給されません!

■児童関係

- (1) 日本国内に住所を有していないとき。
- (2) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。(ただし、その全額につき支給が停止されているときは除きます。)
- (3) 父(母)に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき。
※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。
- (4) 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。
- (5) 児童福祉施設等に入所しているとき。
- (6) 父(母)が婚姻(事実婚関係も含む)しているとき。(ただし、配偶者が、政令で定める程度の障がいの状態にあるときは除きます。)

■養育者関係

- (1) 日本国内に住所を有していないとき。
- (2) 公的年金給付(老齢福祉年金は除きます。)を受けることができるとき。(ただし、その全額につきその支給が停止されているときは除きます。)
- (3) 手当の支給要件に該当するに至った日から起算して、5年を経過したとき。(ただし、平成10年4月2日以降に支給事由が発生した場合はこの限りではありません。)